

報告第2号

専決処分した事件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年5月27日 提出

佐々町長 古 庄 剛

記

1. 専決処分した事件名

令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）

2. 専決処分年月日

令和4年5月24日

令和4年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度佐々町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,218,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月24日 専決

佐々町長 古 庄 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入		106,006	110	106,116
	4. 雑入	55,000	110	55,110
歳 入 合 計		8,218,000	110	8,218,110

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		932,866	111	932,977
	1. 土木管理費	85,090	111	85,201
14. 予備費		9,469	△1	9,468
	1. 予備費	9,469	△1	9,468
歳 出 合 計		8,218,000	110	8,218,110

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入	106,006	110	106,116
歳 入 合 計	8,218,000	110	8,218,110

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8. 土木費	932,866	111	932,977	0	0	110	1
14. 予備費	9,469	△1	9,468	0	0	0	△1
歳 出 合 計	8,218,000	110	8,218,110	0	0	110	0

2 歳入

(款) 20. 諸収入 (項) 4. 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	53,525	110	53,635	1. 雑入	110	自動車損害共済金(建設課)
計	55,000	110	55,110			

3 歳出

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	85,090	111	85,201	0	0	110	1	21. 補償、補填及び賠償金	111	公用車交通事故損害賠償金
計	85,090	111	85,201	0	0	110	1			

(款) 14. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	9,469	△1	9,468	0	0	0	△1		△1	
計	9,469	△1	9,468	0	0	0	△1			